

岐阜大学学章規則

平成18年2月16日

岐阜大学規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜大学（以下「本学」という。）の学章に関し必要な事項を定めるものとする。

(学章の作図方法)

第2条 本学の学章は、別図のとおりとする。

(スクールカラー)

第3条 本学のスクールカラーは、黒とオレンジとする。

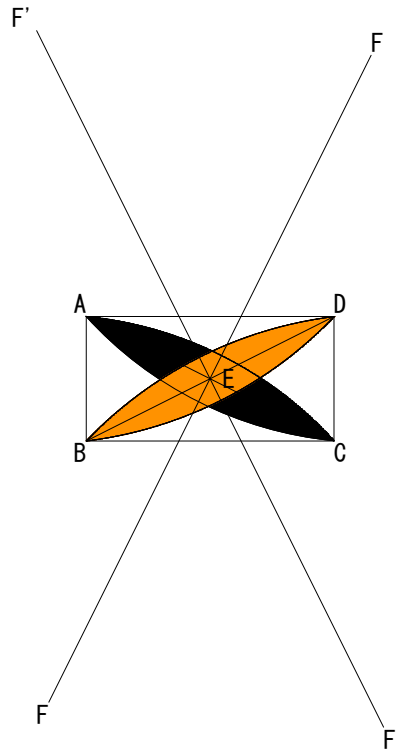
(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、学章に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年2月16日から施行する。

別図



作図方法

1. 長方形 ABCD をつくる。よこ AD の長さをたて AB の長さの 2 倍とする。
2. 対角線 AC・BD の交点 E を通ってそれぞれの対角線に垂線を引く。
3. その垂線上に、EF, EF' の長さが対角線の長さの 1.3 倍, 1.4 倍になるように、F, F' を決める。
4. F, F' を中心として A と C, B と D を通る円弧をかく。
5. 出来た舟型, AC の上に BD を重ねる。
6. AC は黒色 (マンセル値: N1), BD はオレンジ (マンセル値: 8 Y R, 7 / 13) とする。